

「株式会社かんぽ生命保険における新規業務（引受基準緩和型保険、先進医療特約）の認可」
に対する生保労連の見解

生保労連ではこれまで、郵政民営化にあたっては民間会社との公平・公正な競争条件を確保することが大前提であり、これが実現しない中で、かんぽ生命の業務範囲の拡大や加入限度額の引き上げを認めることはできず、まずは、かんぽ生命への政府関与（出資）の解消をはかることが先決であるとの主張を一貫して行って参りました。

2018年10月16日にかんぽ生命より認可申請された引受基準緩和型商品及び先進医療特約の創設についても、かんぽ生命株式の大半を政府が実質的に保有し、また、株式の完全売却に向けた具体的な計画も未だ示されていない現状、すなわち「公平・公正な競争条件の確保」がはかられていない状況下において、その取り扱いが認められることとなれば、「民業圧迫」に繋がることは明らかであること等から、「認可すべきではない」との意見を強く主張して参りました。

しかし、12月19日に郵政民営化委員会より、引受基準緩和型商品及び先進医療特約の創設について「問題なし」との考えが示されたことに引き続き、12月25日には金融庁および総務省より、申請のとおり認可が出されました。これは、郵政民営化法に定める「他の生命保険会社との適正な競争条件を阻害するおそれがないと認められるとき」との条件に反しています。

「公正・公平な競争条件の確保」がはかられていない中で、新規業務等が認められることにより、組合員の雇用や生活に悪影響が及ぶことは、生保産業唯一の産業別労働組合として断固として認めることはできません。

かんぽ生命の業務範囲の拡大や加入限度額の引き上げについては、郵政民営化法に則り、「他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情」を考慮の上、適切な判断がなされるよう、改めて要望します。

あわせて、今般の引受基準緩和型商品及び先進医療特約の創設について、郵政民営化委員会より指摘を受けた

- ・引受基準緩和型商品については、従来商品に比して保険料を割増した商品であることに鑑み、従来商品に加入できる顧客が引受基準緩和型商品に誤って加入することや、引き受ける被保険者の範囲について過度な期待を抱かせることがないように、販売に当たり配慮する必要がある
- ・先進医療特約については、保険金の支払額や保険期間満了時の取扱い等、顧客に対し適切な説明や案内を行う必要がある
- ・特に、かんぽ生命保険の主たる顧客が高齢層であることも踏まえ、商品について顧客に対し丁寧かつ十分な説明等を行うなど、業務の適正かつ確実な実施の一層の確保が重要である

といった点はもとより、「適正な競争条件を阻害していないか」との視点から、十分なモニタリングを行うよう、強く要望します。

2018年12月26日
全国生命保険労働組合連合会